

# 東京都社会人サッカーリーグ 2019年度4部運営細則



Rev.1  
2019年2月2日

4部リーグ運営支援サイト  
<http://www.ts14.jp/>

4部運営委員長 織内 伸弥  
4部副運営委員長 高橋 正之

## 【4部メールアドレス】

unei@ts14.jp(リーグ全般の問合せ・質問等)

kyogi@ts14.rer.jp(グラウンド取得報告)

entry@ts14.rer.jp(エントリー用紙・登録選手一覧提出用)

## 大会特別規則の設定

本大会は、(財)日本サッカー協会が定める、「2018/2019サッカー競技規則」(以下、「競技規則」とする)、東京都社会人サッカー連盟規程(以下、「連盟規程」とする)および東京都社会人サッカーリーグ運営要項(以下、「運営要項」とする)を基に、下記条項別に定める「大会特別規則」を追加規定とする。

- 第 1 条： 競技のフィールド
- 第 2 条： ボール
- 第 3 条： 競技者の数
- 第 4 条： 競技者の用具
- 第 5 条： 審判
- 第 6 条： 試合
- 第 7 条： 背番号
- 第 8 条： 熱中症対策
- 第 9 条： ユニフォーム
- 第 10 条： 選手登録
- 第 11 条： グラウンド
- 第 12 条： 試合日程
- 第 13 条： 順位の決定および昇格
- 第 14 条： グラウンドの使用条件
- 第 15 条： 審判と本部の役割
- 第 16 条： グラウンド提供チームへの連絡および悪天候の場合
- 第 17 条： テクニカルエリアとベンチスタッフ
- 第 18 条： チーム負担金
- 第 19 条： 運営に対する事項
- 第 20 条： 4部運営委員会組織
- 第 21 条： 4部運営細則の改廃

## 関連規則等

[(財)日本サッカー協会]

- ・サッカー競技規則 2018/2019
- ・競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン
- ・熱中症対策ガイドライン
- ・ユニフォーム規程 などの規程および通達

[東京都社会人サッカー連盟]

- ・東京都社会人サッカー連盟規程
- ・東京都社会人サッカーリーグ運営要項などの規程および通達

第1条：競技のフィールド（競技規則第1条該当）

- 1) フラッグポストは規則通りとする（用意がない場合は開催してはならない）。（徹底事項）
- 2) フェンスなどにより明確に隔離されている地域、および隔離されていない場合にはタッチライン、ゴールラインから5m以内の地域をグラウンドとみなす。（大会特別規則）
- 3) その他の規定は競技規則第1条通りとする。

第2条：ボール（競技規則第2条および運営要項第13条該当）

- 1) 試合球は（財）日本サッカー協会の検定級とする。試合球は試合毎に各チーム1球を持ち寄り、主審が決定する。万が一、本規定に反する場合は試合を開催してはならない。（大会特別規則）
- 2) その他の規定は第2条競技規則通りとする。

第3条：競技者の数（競技規則第3条および運営要項11条3該当）

- 1) 交代要員は7名迄とする。（大会特別規則）
- 2) 交代選手は5名迄とする。（大会特別規則）
- 3) メンバー用紙提出後の選手の変更（入替・追加・取消）は、キックオフ10分前までに本部に申し入れて、主審の承認を得た場合に限り認められる（試合開始予定時刻を遅らせてはならない）。（大会特別規則）
- 4) その他の規定は第3条競技規則通りとする。

第4条：競技者の用具（競技規則第4条該当）

- 1) アンダーシャツを着用する場合、その袖の色はシャツの袖の主たる色と同じでなければならない。また、アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じでなければならない。それ以外の色を着用した場合は、試合への出場を認めない（織り込みなどで隠すことも不可）。（徹底事項）
- 2) 競技者は、装身具を身につけてはならず、装身具をテープで覆うことも認められない。（徹底事項）
- 3) アンダーシャツ、ショーツおよび装身具に関しては、試合前の用具確認にて審判および本部相互の協力で正すよう指示する、規則を守らず出場した選手がいた場合は、本部報告書及び審判報告書で報告すること。（大会特別規則）
- 4) ユニフォームの色について、両チームが同系色の場合は主審が決定する。ユニフォームの色の最終判断を行うのは主審であり、主審が対戦するチームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）の色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。（ユニフォーム規程第5条④の徹底）
- 5) その他の規定は第4条競技規則通りとする。

第5条：審判

- 1) 主審（競技規則第5条該当）、副審（競技規則第6条該当）は、競技規則第5条通りとする。
- 2) S4級およびS3級の審判員は、「東京都協会所属」でなければならない。S2級の審判員は、「関東サッカー協会管下の都・県サッカー協会所属」でなければならない。（補足）
- 3) 参加チームは、必ず常時10名以上の審判員を保有し、その内1名以上はS3級以上の資格者としなければならない。
- 4) 審判員登録の必要はないが、審判員の確認ができるよう電子審判証（スマホ）、審判証コピー用紙（電子審判証データを貼り付けした用紙）、電子審判証データをプリントアウトしたもの（所属協会、資格、登録番号、カテゴリー、有効期間、顔写真などの情報が確認できれば可）を持参しなければならない。（大会特別規則）
- 5) 本部は、審判員確認をスマホなどシステム機器にて行う場合、画面のみを確認して氏名、審判番号

などを転記するのみとして機器の受領は行わない。(大会特別規則)

#### 第6条：試合

- 1) 試合時間は70分、ハーフタイムのインターバルは5分で行う。(大会特別規則)
- 2) プレーの開始は、コイントスで勝ったチームが試合の前半に攻めるゴールを決める。コイントスは必ずコインを用いて行う。「じゃんけん」など他の方法で行うことはできない。(徹底事項)
- 3) その他の規定は競技規則第7条通りとする。

#### 第7条：背番号 (運営要項第5条)

- 1) 背番号は、年間を通して同一とし、一度登録された背番号は年度末まで変更することはできない。抹消した選手の背番号は同年に使用することはできない。(運営要項第5条2の補足)
- 2) ユニフォームの選手の番号は、明確に判別できること。部分的にはげている場合や貼番の番号が不鮮明な場合は出場することはできない。(大会特別規則)
- 3) 選手の番号に対する貼番を認める。背番号や胸番号を貼付ける場合は、選手の番号を記載したあて布の縁4辺 (4点ではない) を糸で指が入らない間隔でしっかりと縫い付けること。試合中にはがれた場合は、競技規則第4条「違反と罰則」に沿った対処をする。(大会特別規則)

#### 第8条：熱中症対策

- 1) 審判員は、試合開始35分前、および前半終了5分前(第4の審判員が実施)にWBGT計にて測定し、試合(後半)の実施可否を本部に報告しなければならない。機器に不具合、不所持の場合には本部チームなどから借用して測定する。WBGT計による測定できない場合には、審判チームに起因する試合不成立とする。(大会特別規則)
- 2) 本部は審判員の報告を受け、試合中止、後半中止、Cooling Break および飲水タイムなど条件付き実施などを宣言する。また、グラウンド管理者より使用禁止の指示があった場合には従わなければならない。(大会特別規則)
- 3) WBGT値が31℃以上(人工芝の場合には28℃以上)の場合には試合を実施してはならない。ただし、グラウンドに医師、看護師、BLS(一次救命処置)資格保持者が常駐、または、クーラーがあるロッカールーム、医務室が設備された施設では、Cooling Break および飲水タイムなどの熱中症対策を行うことを条件に試合を行うことができる。(大会特別規則)
- 4) WBGT値が28℃以上(人工芝の場合には25℃以上)の場合にはCooling Break および飲水タイムなどの熱中症対策を行うことを条件に試合を行うことができる。(大会特別規則)
- 5) 主審は熱中症などの対策として、前後半それぞれの半分を経過した時間を目途に飲水タイムをとることができる。飲水タイムは30秒から1分間程度とし、飲水に要した時間は、「その他の理由」により空費された時間として、前、後半それぞれに時間を追加する。水以外の持ち込み可否及び摂取可能エリアについては、グラウンド提供チームの指示に従って飲水する。また、飲水タイムとは別に、従来どおり、ボールがアウトオブプレーのときにライン上で飲水できる。
- 6) 試合中止、後半中止となった場合には、グラウンド内より全員退去しなければならない。次の試合がある場合には、グラウンド外の涼しい場所で待機する。試合開始前35分前まではグラウンドへの入場を禁止する。(大会特別規則)
- 7) 後半中止となった場合、前半の点差にかかわらず再試合を行う。(大会特別規則)
- 8) 審判・本部担当にかかわらず、試合には常にWBGT計を携行しなければならない。(大会特別規則)

#### 第9条：ユニフォーム (運営要項第5条)

- 1) ユニフォームは、ユニフォーム規程に準拠したものを使用し、全選手同じメーカーの物を着用し、ラインの違い等は一切認められない。(大会特別規則)  
ユニフォームは毎試合必ず登録の4組(GK 正・副、FP 正・副)を用意すること。ユニフォームの用意の確認が取れない場合は試合を開催してはならない。(大会特別規則)
- 2) ユニフォームは、赤とエンジ、赤もしくは黄とオレンジ、青と紫、白とシルバー及び青と水色の様な明らかに異なる色と認識できない色の組合せは使用できない。(運営要項第5条2の補足)また、黒はショートのみで使用できるが、ゴールキーパーの正副およびフィールドプレイヤーの正副の4種のうち1種とする。なお、黒を使用した場合は紺の使用はできない。(徹底事項)
- 3) 紺はシャツ、ショート及びストッキングのうち1種のみ使用できる。ゴールキーパーの正副およびフィールドプレイヤーの正副4種のうち1種とする。尚、紺を使用した場合は黒を使用することはできない。また、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを使用することはできない。(ユニフォーム規程の徹底)

#### 第10条：選手登録(運営要項第4条および第17条)

- 1) 日本サッカー協会にて設定された「1種」に該当する選手のみ登録できる。「1種」以外の選手を登録する場合は、学生規程を除き、日本サッカー協会の「選手登録規定」に従い登録することは可能である。(補足)
- 2) 選手は、所定の書式にて選手登録すること(手続きは選手登録手順を参照)。(大会特別規則)
- 3) 親権者の承諾書を提出した中学校卒業以上の者(高校生、他)の東京都社会人リーグへの選手登録、試合出場を可とします(高校生世代の単独チームとしては加盟登録できない)。
- 4) 加盟チーム(チームもしくは登録選手)は、自己責任においてスポーツ傷害保険等に加入しなければならない。また、競技中の事故は、その責任の所在如何にかかわらず自己責任とし、その責任を相手チームまたは選手に転嫁しない。(補足)
- 5) 選手の追加登録は、Kick Offにて追加登録を申請、連盟へ登録料を支払いを完了し、「エントリー用紙」「登録選手一覧」の提出を4部運営委員会に済ませた後に出場を認める。
- 6) 登録選手一覧にはすべて写真が貼ってあること。

#### 第11条：グラウンド(大会特別規則)

- 1) 参加チームは年間5試合分以上のグラウンド提供を義務とする。提供はグラウンドを利用した時点でカウントする。尚、雨天中止や熱中症対策による中止などなど運営側に瑕疵がない場合はカウントしない。(大会特別規則)
- 2) 提供されたグラウンドは、節ごとに提供(不備があった場合には再提出)された順、節グループの設定がある場合にはグループごとに提供(不備があった場合には再提出)された順で、提供チームの試合使用グラウンドを優先とする。ただし、7月、8月試合日に提供されるグラウンドについては、医師、看護師、BLS(一次救命処置)資格保持者が常駐しているグラウンド、クーラーがあるロッカールーム、医務室が設備されたグラウンドを優先して使用し、9月以降の試合日に提供されるグラウンドについては、雨天決行のグラウンドを優先して使用する。
- 3) 1試合提供をしたチームは、対戦予定チームより先にグラウンド提供を行った場合、優先順位では上位になるが、後日、対戦予定チームが2試合以上のグラウンド提供をした場合には優先順位ではなく、2試合以上のグラウンド提供チームを優先する。
- 4) リーグが終了するまでに5試合提供できない場合は、勝ち点から下記の通り減じてブロック順位を決定する。提供なしの場合：マイナス9点、1試合提供の場合：マイナス8点、2試合提供の場合

合：マイナス7点、3試合提供の場合：マイナス6点、4試合提供の場合：マイナス5点

- 5) リーグが終了するまでに5試合提供できない場合は、リーグ戦終了時に精算するすべての費用から以下の通り減額する。提供なしの場合：100%の精算減額、1試合提供の場合：90%の精算減額、2試合提供の場合：80%の精算減額、3試合提供の場合：70%の精算減額、4試合提供の場合：60%の精算減額
- 6) グランド提供がない場合、次年度リーグ参加について、4部運営委員会で審議し裁定する。(運営要項第16条1)

#### 第12条：試合日程（大会特別規則）

- 1) リーグ戦期間は4月1日から10月末日までとする。4部運営委員長が必要と判断した場合にはリーグ戦期間の変更をすることができる。
- 2) 試合日程は、節単位に定められた試合日程発表日にホームページに公開する。
- 3) 試合日程の変更は原則行わない。4部運営委員長および副運営委員長が必要と判断した場合には中止・変更を行うことができる。試合日程の中止・変更などは4部運営委員長および副運営委員長の権限であり、直接該当チームにメールにて通知する。
- 4) 東京都社会人サッカー連盟が認めた大会等との日程調整を除き、チーム都合による日程調整を認めない。ただし、試合日程発表日の1か月以上前に申請し、申請理由を運営委員長が妥当と判断した場合には、年2回を限度に日程調整を認める。ただし、グラウンド確保費用として20,000円を支払わなければならない。

#### 第13条：順位の決定および昇格（大会特別規則）

- 1) 試合の勝者には3点、引き分けには1点、敗者には0点の勝点を与え、勝点の多い順に上位とする。但し勝点の合計が同一の場合は、全試合の得失点差の多い順、全試合の総得点の多い順、当該チームの対戦成績の順序によりブロック順位を決定する。(運営要項第12条1)
- 2) 勝点の合計は、グラウンド提供数により第11条に定める勝ち点を減じた勝点の合計とする。
- 3) ブロック優勝チームは、翌年度3部リーグへの昇格を認める。
- 4) ブロック優勝チームは、3部リーグ登録時（翌年2月頃）までに3級以上の審判員を登録し、審判担当試合の主審を3級以上の審判員で行わなければならない。
- 5) 3級以上の審判員不在などの理由で昇格を望まない場合、4部リーグ継続加盟を認める。なお、12月1日までに昇格資格を放棄する旨を4部運営委員会に書面で申し出なければならない。

#### 第14条：グラウンドの使用条件（大会特別規則）

- 1) グラウンドは8時30以降、終了時間が21時00分以前のグラウンドとし、必ず「フラッグポスト」が用意可能なグラウンドとする。用意がない場合にはグラウンド提供チームが準備することとする。試合開始時間は、グラウンド提供時間の30分後とし、第2試合以降は前試合開始時間の1時間45分後とする。(徹底事項)
- 6) 提供時間は、2試合の場合は連続4時間以上、3試合の場合は連続6時間以上のグラウンドを基本とする。また、1試合(2時間)のグラウンド提供を可能とするが、グラウンド提供チームはグラウンド管理および審判と本部を担当し、提供チームの試合は組まないこととする。
- 7) グラウンドの場所については、東京都内のグラウンドまたは東京都以外のグラウンド(東京都社会人サッカー連盟を起点として一般道を利用して経路80km以内のグラウンド)とする。
- 8) グラウンドのみを提供することを認める。グラウンド提供チームはグラウンド管理を担当し、提供時間内はグラウンドに管理者を常駐させる。管理者は登録選手である必要はないが、最終責任者として

判断できる者とする。

#### 第15条：審判と本部の役割（大会特別規則）

- 1) 審判と本部の役割については、別紙「審判と本部の役割」を印刷し、試合に持参することにより対応すること。
- 2) 審判担当チームは、主審、およびその他の審判員の4名を用意しなければならない。主審、副審の代替が必要となった場合、第4の審判員を本部に報告し交替する。第4の審判員がいない場合は試合を中止しなければならない。
- 3) 本部担当チームが試合開始35分前になっても来場しない場合、審判担当チームが本部業務を代行しなければならない。本部担当業務を代行する場合には審判員資格を要件とはしない。
- 4) 参加チームは、グラウンド提供チームと「会場設営方法」「会場撤去方法」「ウォーミングアップエリア」「使用規定」などにつき、会場到着後、速やかに打ち合わせる。試合参加チームのベンチ位置は、本部席からグラウンドに向かって左側をホームチームベンチとする。
- 5) 本部担当チームは、「本部報告書」「審判報告書」「選手登録票兼メンバー票」を、試合開始時から5時間後までに、FAXまたは電子メールにて4部運営委員会に報告する。当日不成立になった場合も同様の書類を整えてFAXまたは電子メールにて4部運営委員会に報告する。
- 6) 本部担当チームは、本部報告書、審判報告書、チーム登録票、選手登録票兼メンバー票、登録選手一覧、交替用紙を、試合日を含めて3日以内に4部運営委員会に郵送する。試合が当日不成立になった場合も同様の書類を整えて郵送する

#### 第16条：グラウンド提供チームへの連絡および悪天候の場合（大会特別規則）

- 1) 試合日程発表後、利用チームはグラウンド提供チームに悪天候の場合の連絡先を報告すること。
- 2) 前日18時までにグラウンド使用不可が判明した場合、グラウンド提供チームは利用チームおよび試合結果アドレス (game@ts14.jp) へ速やかに中止連絡をすること。事前に連絡先を受けていない場合は、グラウンド提供チームは利用チームへの連絡は必要ない。事前連絡があったにもかかわらず、試合中止の連絡をしなかった場合には、迷惑を被ったチームへの交通費として1チームあたり19,000円（1人1,000円として監督および選手登録人数19名分）を負担する。
- 3) その他の連絡はグラウンド提供チームより利用チームに指示する。
- 4) 試合が中止となった場合は、グラウンド提供チームから競技部宛に報告すること。
- 5) 名称非公開グラウンドの場合、事前名簿提出等が必要なグラウンドもあるため、試合日程発表日から7日以内にグラウンド取得チームから注意事項等を含めたグラウンド情報を入手しなければならない。

#### 第17条：テクニカルエリアとベンチスタッフ

- 1) ベンチ入りできる人数は監督・チーム役員を合わせ最大6名、交代要員7名の合計13名までとする。選手およびベンチスタッフ以外はグラウンドに立ち入ることはできない。（大会特別規則）
- 2) 監督以外のベンチスタッフは18歳以上で、運動ができるウェア着用（スカート・Gパン、踵のある靴を着用している場合は認めない）とする。（大会特別規則）
- 3) 責任ある態度で行動し、主審の判定等に異議を唱える事は認められない。（徹底事項）
- 4) テクニカルエリアでは、その都度1人のチーム役員のみが戦術的指示を与えられる。（徹底事項）

#### 第18条：チーム負担金（大会特別規則）

- 1) チーム負担金60,000円を期限までに連盟指定の口座へ振り込むこと。「失格」「参加辞退」になった場合、チーム負担金など費用は返却しない。

- 2) 使用したグラウンドは、グラウンド取得チームに1試合あたり4,000円のグラウンド費を支払う。  
なお、人数不足、書類不備、審判不履行、本部不履行などチーム都合、熱中症対策による試合中止、または後半中止となった場合には、試合が行われた場合と同様にグラウンド費およびグラウンド準備整備費を支払う。
- 3) グラウンド費が4,000円を超えるグラウンドについては、自チームの試合については1試合あたり4,000円、それ以外の試合については1試合あたり20,000円を上限としてグラウンド準備整備費の範囲で支払う。4,000円を超えるグラウンドは、必ず「領収証」(原本)を、4部運営委員会からの指示があり次第、速やかに提出しなければならない。「領収証」(原本)の提出が無い場合、グラウンド準備整備費の支払いはしない。なお、提出された領収書は、会計処理証跡資料として東京都社会人サッカー連盟に提出のため返却しない。
- 4) リーグ戦開始後、参加辞退などにより試合数が減少した場合(ホームページに試合日程は発表された以降に中止となった試合は除く)には、1試合当たり2,000円をチーム負担金精算時に支払う。
- 5) リーグ戦終了後、12月末日までにグラウンド費用等の精算を行う。

#### 第19条：運営に対する事項

- 1) エントリー用紙等の提出期限については、4部リーグ戦に関する提出書類の手続き(提出物、期限等)については、「4部リーグのチーム/選手の登録手続きについて」に基づき手続きしなければならない。
- 2) 加盟チームが規定、細則、運営要項、4部の運営・競技規則に違反した場合は、4部運営委員会が必要と判断した場合には連盟に報告し、連盟規律委員会で審議し裁定する。(運営要項第9条2の補足)
- 3) 人数不足、書類不備、審判不履行、本部不履行などチーム都合により試合中止としたチームは、試合直前水曜日18時以前に連絡の場合、掛け合わせの試合(3試合の掛け合わせ試合の場合にはすべての試合)についても中止とし、試合不成立を発生させたチームは、グラウンド費用として1試合当たり20,000円を負担する。また、試合直前水曜日18時以降に連絡の場合、4部運営委員会より該当チームに連絡はできないため、迷惑を被ったすべてのチームへの交通費として1チームあたり19,000円(1人1,000円として監督および選手登録人数19名分)も併せて負担する。なお、本部が試合開始35分前に到着せず、審判チームが本部業務を代替した場合も本部不履行として取り扱う。グラウンド費用および交通費については、リーグ戦終了後、12月末日までに精算を行う。
- 4) 試合当日に審判不履行、本部不履行などにより試合不成立を発生させた場合は、試合不成立を発生させたチームの試合結果は、不戦敗(0-5)とし、公式戦を行ってはならない。実施済みの場合でも、試合結果にかかわらず公式戦としては不戦敗とする。
- 5) 別紙「審判と本部の役割」に定められた書類提出、用具確認の時間より遅れて公式戦を行ったことが判明した場合は書類不備、審判不履行、本部不履行などの処分を行う。
- 6) 人数不足・書類不備などにより試合不成立を発生させたチーム、および審判・本部不履行などにより試合不成立を発生させたチームに対してリーグ戦辞退を勧告し、書類不備以外の理由で試合不成立を複数回発生させた場合には、発生の原因、チーム運営体制など再発防止が可能かを運営委員会にて審議する。
- 7) グラウンド内ではグラウンド規則にかかわらず喫煙禁止、飲食禁止とする。(試合中の飲水は除く)



- 8) 対戦チーム、審判チームなどに対して苦情申し出する場合には、苦情内容を証明できる画像、動画などの客観的資料を添付すること。
- 9) グランド名が非公開となっている場合、チームのホームページ等にグラウンド名称を掲載することはパスワードなどで保護された場合を除き禁止する（チーム所属員への案内、地図、写真のガイド文言などへの掲載も同様に禁止）。

#### 第20条：4部運営委員会組織

- 1) 4部運営委員会の組織については、下記のとおり定める。
- 2) 4部運営委員会の最終責任者として運営委員長を置く。運営委員長は運営委員以上の役職を2年以上経験した者の中より4部運営委員会にて選出する。4部運営委員長が職務を継続できない状態になった場合には、4部副運営委員長、もしくは東京都社会人サッカー連盟運営委員長が指名した者が4部運営委員長の職務を代行する。
- 3) 副運営委員長は運営委員を統括する責任者として、運営委員以上の役職を2年以上経験した者の中より運営委員長が任命する。
- 4) 運営委員長は競技、審議、会計、システムなどの担当者として運営委員を任命する。

#### 第21条：4部運営細則の改廃

- 1) 4部運営細則は、4部運営委員長の起案、4部リーグ加盟チームの同意をもって改廃することができる。
- 2) 改廃手続きは、4部総会における承認、または4部運営委員会での決裁後、ホームページに重要事項として2週間以上周知徹底することにより同意を得たものとみなすことができる。

以上

## 審判と本部の役割

## ① 試合前

35分前までに（グラウンドは入れない場合にはグラウンド入口付近にて実施）

G提供 チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎参加チームから判別できるようグラウンド内にいなければならない。</li> <li>◎グラウンド設営を行う。（必要に応じて対戦両チームに設営を指示する）</li> <li>◎コーナーフラッグポストを設置する。ただし、ハーフェイライン両端のフラッグポストは任意とする。</li> </ul>
対戦 チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎グラウンド提供チームから指示された場合、グラウンド設営に協力しなければならない。</li> <li>◎チーム登録票:1部、選手登録票兼メンバー票(以下「メンバー票」とする):3部、登録選手一覧(以下「選手証」とする):1部、試合球:1個を本部へ提出する。</li> </ul>
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎審判員からWBGT計の測定結果の報告を受け、試合中止、Cooling Breakおよび飲水タイムなど条件付き実施などを宣言する。グラウンド管理者より使用禁止の指示があった場合には従わなければならない。</li> <li>◎試合中止となった場合には、グラウンド内より全員退去させる。次の試合がある場合には、グラウンド外の涼しい場所で待機させる。次の試合開始前35分前まではグラウンドへの入場を禁止する。</li> <li>◎コーナーフラッグポストの設置を確認する。 <b>=&gt;コーナーフラッグポストの設置がなく、用意できない場合は公式試合を行うことはできない。</b></li> <li>◎対戦チームにチーム登録票、メンバー票、選手証、試合球を提出させ照合する。 <b>=&gt;メンバー票、選手証、試合球の提出がない場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。</b></li> <li>◎記載事項の不完全なメンバー票は、修正のうえ再提出させる。 <b>=&gt;再提出できない場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。</b></li> <li>◎審判チームに電子審判証コピー(連記)(以下「審判証」とする)提示させ、本部報告書の主審、副審欄に記入する。 <b>=&gt;審判証の提出がない場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。</b></li> <li>◎照合したメンバー票は審判、相手チームそれぞれに渡す。</li> <li>◎ベンチ入りできる人数は、監督・チーム役員合せて最大6名と交替要員7名しか認めない。 ※ベンチスタッフは18歳以上で、運動ができるウェアを着用する。スカート・Gパン・踵のある靴を着用している場合はベンチスタッフとして認めない。 <b>=&gt;違反があった場合は退席するように指示する。</b></li> </ul>
審判	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎WBGT計にて測定（機器に不具合、不所持の場合には本部チームなどから借用して測定）し、試合の実施可否を本部に報告する。測定場所は本部席付近とする。</li> <li>◎WBGT値が31℃以上（人工芝の場合には28℃以上）の場合には試合を実施してはならない。ただし、グラウンドに医師、看護師、BLS（一次救命処置）資格保持者が常駐、または、クーラーがあるロッカールーム、医務室が設備された施設では、Cooling Breakおよび飲水タイムなどの熱中症対策を行うことを条件に試合を行うことができる。</li> <li>◎WBGT値が28℃以上（人工芝の場合には25℃以上）の場合にはCooling Breakおよび飲水タイムなどの熱中症対策を行うことを条件に試合を行う。</li> <li>◎審判証を本部へ提示し、主審および副審を報告する。</li> <li>◎本部担当チームが来場しない場合、本部業務を代行しなければならない。</li> <li>※本部担当業務を代行する場合、審判資格を要件とはしない。 <b>=&gt;本部担当チームが遅れて到着しても、本部チームは『本部不履行』として扱い本部業務は試合終了(FAXおよび郵送含む)まで継続して代行する。</b></li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎メンバー票のB欄(選手番号・選手名・国籍・アマ)は、追記及び修正の加筆は不可。</li> <li>◎選手証とは、4部運営委員会に提出したスキャンデータのことを言う。（白黒可）</li> <li>◎ベンチは、本部席からグラウンドに向かって左側をホームチームベンチとする。</li> <li>◎フェンス等で隔離されていないグラウンド内(タッチライン及びゴールラインから5mまで)には、ベンチ入りできる選手、監督及びチームスタッフ以外はいかなる人物も入ることは認めない。特に子供(中学生以下)の進入には特に気を付ける。</li> </ul>

### 30分前

G提供 チーム	◎本部チームより競技場および用具修復の指示があった場合、試合開始前までに準備する。
対戦 チーム	◎登録したユニフォーム2着を準備して、打合せを行う。
本部	◎対戦両チームの代表者を集め、ユニフォーム色の確認を行う。ユニフォームの色が重なっていた場合、不適切な部分がある場合には主審の判断を仰ぐ。(決定権は主審に帰属) =>ユニフォームを2着用意していない場合、不適切な部分を解消できない場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。 ◎審判チームより競技場及び用具修復の指示があった場合、グラウンド提供チームへ試合開始前までに修復するよう指示をする。 =>開始直前に修復が完了しない場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。
審判	◎対戦両チームのユニフォームの色が重なっていた場合、FP・GKとも異色の4種になるよう指示する。 ※正・副のユニフォームが組合わさる場合もある。(例:シャツ=正, ショーツ=副, ストッキング=正) ◎ゴールネット(穴がないこと)、ライン、コーナーフラグを確認する。 ※競技場及び用具に不備があった場合は本部に伝え、本部からグラウンド提供チームへ試合開始前までに修復するよう指示する。 ◎本部より試合球を受領し、「JFA検定球」、「空気圧・0.6~1.1気圧」の確認をする。 ※空気圧に過不足がある場合には本部に対応を依頼する。

### 15分前

対戦 チーム	◎決定したユニフォーム、用具を着用する。
本部	◎審判証と審判員の照合、レフリースーツ(黒であること)、ワッペン(安全ピン、クリップ等は不可)を確認する。 =>照合・確認ができない、不備がある場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。 ◎本部報告書「チェックリスト」の項目を全てチェックする。 =>1つでも「NG」がある場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。
審判	◎必ず『黒のレフリースーツ』を着用し、『所有資格』のワッペンをつける。 ◎両チーム全選手を集め、メンバー票と選手証で先発選手を照合する。 =>選手証の写真が不鮮明で、本人が確認出来ない場合は試合に出場させてはならない。 ◎チーム名、エンブレム、ライン等、全て同じでない選手、用具に不備がある選手および運営細則に違反している選手がいないことを確認。 ◎選手番号(背番号・前番)の貼番は認めるが、『4辺縫い』『番号不鮮明』などないか確認する。 ◎アンダーシャツ、アンダーショーツについては、競技規則に準ずる。 =>用具不備がある選手は不備が解消されるまで出場させてはいけない(用具の再確認は審判が行う)

## ② 試合中

G提供チーム	◎不測の事態（救急車の依頼、雨天中止指示などグラウンドとの連携）が発生した場合、グラウンド管理者への報告等の対応を行う。
対戦チーム	◎選手交替がある場合、選手交替用紙に不備なく記載し本部に提出する。 ◎選手が怪我等で救急車が必要となった場合、『グラウンド提供チーム』に依頼する。
本部	◎試合開始と同時にタイムを計り、得点、警告および退場等をメモする。 ◎選手交替用紙の提出があった場合、記載内容を確認し、不完全な場合は再提出させる。 ※交替時間は通し時間で記載する。ハーフタイム時は「HT」と記入されていることを確認する。 ※後半開始直前に選手交替を申し入れてきた場合でも、必ず照合・用具等を含む全てをチェックしなければならない。審判に報告し、全てのチェック完了後に選手を出場させる。 ◎審判の代替が必要となった場合、審判証と審判員の照合、レフリーウェア、ワッペンを確認し、本部報告書の「第4の審判員」欄に記入する。 <b>=&gt;代替する審判員がない場合、照合・確認ができない場合、試合不成立を宣言し公式戦を行ってはならない。</b> ※本部報告書、審判報告書の「第4の審判員」欄は、審判員交替となった場合のみ記載する。
審判	◎インターバルは5分とする。 ◎後半から交替する選手の有無を本部に確認する。 ◎怪我等により代替となった場合、第4の審判員を本部へ報告する。
共通	◎救急車を必要となった場合、『グラウンド提供チーム』へ依頼する。

### 前半終了5分前

審判	◎第4の審判員は、WBGT計にて測定（機器に不具合、不所持の場合には本部チームなどから借用して測定）し、試合の継続可否を本部に報告する。測定場所は本部席付近とする。 ◎実施可否判断基準は開始前と同じ
本部	◎審判員からWBGT計の測定結果の報告を受け、後半中止、Cooling Breakおよび飲水タイムなど条件付き実施などを宣言する。グラウンド管理者より使用禁止の指示があった場合には従わなければならない。 ◎後半中止となった場合には、グラウンド内より全員退去させる。次の試合がある場合には、グラウンド外の涼しい場所で待機させる。次の試合開始前35分前まではグラウンドへの入場を禁止する。

## ③ 試合後

G提供チーム	◎試合終了の報告を受け、後片付けをする。（必要に応じて対戦両チームに設営を指示する） ◎グラウンド内を最終点検して退去する。
対戦チーム	◎本部報告書に主審が署名した後、内容を確認してから署名する。 ◎グラウンド提供チームから指示された場合、会場にてグラウンド片付けに協力しなければならない。
本部	◎主審に審判報告書を渡し作成させる。作成後、不備の有無を確認する。 ◎審判報告書に基づき本部報告書作成後、作成者が署名する。 ◎主審に内容を確認させたのち署名させる。 ◎対戦両チームに本部報告書の内容を説明、確認させたのち署名させる。 ※チーム登録票、選手証は郵送するため、返却しないように注意すること。 ◎当日中に本部報告書と審判報告書、メンバー票をFAXまたは電子メール（本部報告書画像データ添付、スマホ等の対応可）で4部運営委員会に送付する。 送付先は本部報告書を参照。送付期限は担当試合のキックオフから『5時間後以内』とする。 ※本部報告書のFAX送付先はIPフォンとなっているため一部のコンビニのFAXからは送信不可のため、ほぼ全店舗がIPフォン対応のセブンイレブンから送信すること。 ◎送付後、チーム登録票、選手証、本部報告書、審判報告書、メンバー票、交替用紙を、当日を含め『3日以内』に届くように送付する。送付先は本部報告書を参照。
審判	◎本部より審判報告書を受領し、記入漏れの無いように報告書を作成する。 ◎本部が本部報告書を完成させた後、内容を確認して署名する。
共通	◎本部報告書記載事項（勝敗、得点、警告及び退場等すべての項目）に間違えないことを確認・署名する。 ◎当日に試合が不成立になった場合も同様の書類を整え、本部チームが郵送する。